

■ 集団指導とは？

国の通知において、居宅訪問型保育を行う施設については、立入調査に代えて、事業所長又は保育従事者を一定の場所に集めて講習等の方法により年1回以上の集団指導を行うこととされています。

■ 集団指導を受講したらどうなるの？

認可外保育施設への立入調査や集団指導は、児童福祉法に基づく指導監督の一環で、もって認可外保育施設に入所している児童の福祉の向上を図ることを目的に実施しております。

立入調査・集団指導により、適正な保育内容及び保育環境が確保されているか否かを確認し、必要に応じて、施設へ改善のための助言・指導等を行っております。

集団指導を受講し、基準を全て満たしていることが確認できた場合に、「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書（※）」を交付します。

立入調査に代えて行う定期的な指導監督であることから、過去に集団指導受講済みのベビーシッターも、今回の集団指導の受講が必要となります。

※ 認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書

管内の認可外保育施設について立入調査・集団指導を実施し、基準に適合していることを確認した場合に、所定の様式により交付するものです。当該証明書の交付により、

- ① 適切な運営が行われていることを利用者に証明できるほか、
- ② 利用料に係る消費税が非課税の対象となり、
- ③ 幼児教育・保育無償化対象施設となります。

■ 集団指導日程

下記の日時・場所にて開催しますので、ご参加くださるようお願いいたします

日時：令和7年1月10日（金） 10時00分～11時30分

場所：沖縄県総合福祉センター402研修室
（那覇市首里4丁目373-1）

<申込方法>

別紙申込様式を沖縄県子育て支援課へ郵送、FAXまたは電子メールにてお送りください。

※ 申込期限：令和7年1月7日（火）

その他

当該集団指導を受講しなかった場合は、別途立入調査を行う場合があります。

お問い合わせ

沖縄県こども未来部子育て支援課

認可・指導班 認可外保育施設担当

TEL：098-866-2457

FAX：098-866-2433